

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳 情 個 審 答 申 第 4 号)

平 成 2 3 年 5 月 2 4 日

徳情個審答申第4号
平成23年5月24日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 元井 信介

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の
規定に基づく諮問について（答申）

平成23年1月11日付総務発第3号により徳島市長から諮問のありました
徳島市の情報公開制度の運営の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

ファクシミリや電子申請による情報公開請求を認めることは、適当である。

2 審査会の判断

公文書の公開請求は、公開請求をする者の権利の行使として、公文書の公開・非公開の決定という行政処分を法的に求める手続であり、場合によっては不服申立てや抗告訴訟につながることも予想されるものである。

そのため、事実関係を明確にしておく必要があることから、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）第6条第1項の規定によって、公開請求をする者は、公開請求書を実施機関に提出して請求しなければならないものとされており、口頭や電話による公開請求は認められていない。

諮問事項のファクシミリや電子申請による情報公開請求については、これまで、誤送信の危険性があること、到達の確認手段が確立していないこと等から認められないものとされてきた。

しかしながら、近年の情報化の進展に伴い、ファクシミリや電子申請による通信方法が一般化してきている。

そして、行政機関に対する申請等の手続について電子申請により行うこと

ができるものも増加しており、また、多くの行政機関でファックスや電子申請による情報公開請求が認められるようになってきている。

こうしたことから、請求方法の多様化は、請求者の利便性を向上させることは明らかであり、予想される課題を超える利点があると言わざるを得ない。

3 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

上記のとおり、徳島市情報公開条例第6条第1項によれば、公開請求をする者は、公開請求書を実施機関に提出して請求しなければならないものとされている。

電子申請による公開請求の場合、送信された情報が実施機関において公開請求書として出力されることにより、徳島市情報公開条例第6条第1項の公開請求書の提出があったこととなると解される。

しかし、公開請求書として出力されたときをもって公開請求があったときと解することは、実施機関が出力しない限り申請があったものとされないこととなり、公開請求をする者の権利利益を害するおそれがある。

そのため、公開請求をする者が電子申請を完了し、送信した情報が実施機関に到達したときに公開請求があったものとするべきであるが、現行の徳島市の条例の解釈においてはこれを認めることができない。

したがって、電子申請による情報公開請求を認めるに当たっては、所要の条例改正を行うべきである。

< 参考 >

(審 査 会 の 経 過)

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成23年 1月11日	実施機関から諮問書を受理
平成23年 1月25日 (22年度第4回審査会)	諮問の審議を行った。
平成23年 2月25日 (22年度第5回審査会)	答申案の検討を行った。
平成23年 5月19日 (23年度第1回審査会)	答申案の検討を行った。